

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
クラッカー，非常用糧食用	G Q－N 1 7 0 0 7 2 B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
	変 更	令和 7 年 2 月 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品のクラッカー，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“クラッカー”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和 5 4 年農林水産省告示第 1 4 2 4 号）

異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和 5 5 年農林水産省告示第 2 0 8 号）

b) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q－N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

c) 法令等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）

日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号）

食品表示法（平成 2 5 年法律第 7 0 号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 栄養成分

栄養成分は，表1による。

表1－栄養成分

項目	規格
エネルギー	358.40 kcal 以上
たんぱく質	4.64 g 以上
脂質	17.76 g 以上
炭水化物	44.80 g 以上
食塩相当量	1.50 g 以下

2.3 材料

材料は、表2による。

表2－材料

区分	規定又は基準
小麦粉	異臭がなく、きょう雑物を含まない小麦粉
加工油脂	“食用精製加工油脂の日本農林規格”又は同等以上のもの
砂糖	グラニュー糖
ぶどう糖果糖液糖	“異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格”又は同等以上のぶどう糖果糖液糖
塩	品質良好な食用塩
モルトエキス	食品衛生上無害なもの
ライ麦粉	
発酵種	
膨脹剤	

2.4 加工

加工は次による。

- a) 表2の材料を混合し発酵させる。
- b) 2.4 a)を圧延，成形し，塩掛け，焙焼，掛け油した後冷却する。

2.5 充填

クラッカーを13枚ずつ2.8.2 a)の内装袋へ詰め，口を閉じた後，2袋を2.8.2 b)の外装袋（内側に脱酸素剤を接合したもの）へ入れ，袋内の空気を十分に脱気し製品とする。

2.6 内容量

内容量は，1包装26枚で88 g 以上とする。

2.7 寸法

寸法は，焼き上がり寸法とし，次のいずれかとする。

- a) 縦48±2 mm×横48±2 mm×厚さ6±0.2 mm
- b) 径48±2 mm×厚さ5±0.2 mm

2.8 品質

2.8.1 品位

品位は，次による。

- a) 色沢及び香味が良好で，異味異臭がなく，きょう雑物などの混入を認めない。
- b) 形状は，つぶれ，割れ，欠けなどの甚だしいものがあってはならない。
- c) 焼き込みが均等で，かつ十分になければならない。内部の組織は，均一な層状でなければならない。

2.8.2 容器

容器は、次による。

a) **内装袋** 内装袋は、次による。

- 1) **形状** 形状は、袋状容器を標準とし、細部は、製造者の仕様による。また、開封が容易に行えるように、上下は、山型波線の形状とする。
- 2) **材料** 材料は、ポリプロピレン（40 μm ）を主材とし、細部は、製造者の仕様とする。
- 3) **厚さ** 厚さは、40 $\pm$ 4 μm とする。
- 4) **寸法** 寸法は、幅55 mm $\times$ 長さ145 mmを標準とする。

b) **外装袋** 外装袋は、次による。

- 1) **形状** 形状は、平型の袋状容器を標準とし、細部は、製造者の仕様とする。また、開封が容易に行えるように、上下は、山型波線の形状とする。
- 2) **材料・構造** 材料及び構造は、外側からナイロン（15 μm ）、アルミ（7 μm ）及びポリエチレン（50 μm ）を主材とし、細部は製造者の仕様とする。
- 3) **厚さ** 厚さは、72 $\pm$ 8 μm とする。
- 4) **寸法** 寸法は、幅132 mm $\times$ 長さ200 mmを標準とする。

c) **脱酸素剤** 脱酸素剤は、酸素吸収量100 cc以上のものとする。

d) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で、仕上がりが良好でなければならない。

2.10 製品の表示

2.10.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.10.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質保証は、GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.8.2による。
提出書類	包装材料証明	4	
	栄養成分表	4	2.2による。
	材料証明	4	2.3による。
	製造工程表	4	2.4及び2.5による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。